

「持続可能な地域活動に関する調査・企画業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「持続可能な地域活動に関する調査・企画業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱」に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施方針及び内容等
 - ア 業務内容及び手法
 - イ 泉区の地域特性や課題
 - ウ スケジュール
- (2) 実施体制等
 - ア 担当者の構成・人数・資質等
 - イ 類似業務等の実績
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実施方針及び内容等
 - ア 業務目的の理解度
 - イ 泉区の地域特性や課題に対する理解度
 - ウ 効果的な調査とするための工夫
 - エ 企画立案内容の実現性・有効性
 - オ 提案スケジュールの実現性
- (2) 実施体制等

ア 担当者の構成・人数・資質等

イ 類似業務等の実績

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

(4) その他、加点に資する特徴的な提案の有無等

2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 総務部長

副委員長 福祉保健課長

委員 地域振興課長、高齢・障害支援課長、地域力推進担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 各委員の評点の合計が最も高い者が2以上ある場合は、委員の投票により順位を決定する。投票結果が同数の場合は、委員長の判断により順位を決定する。

6 各委員の評点の合計が、評価を行った委員の人数に評点の満点の数字を乗じた点数の60%に満たない場合は受託候補者とししない。

7 委員長は、評価結果を泉区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年7月28日から施行する。